

# 寒河江市下水道経営戦略

(令和4年度～令和7年度)

下水道事業会計 (公共下水道事業・浄化槽事業)



寒河江市上下水道課



## 目次

第1章 経営戦略策定の趣旨.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 対象事業.....	1
3 計画期間.....	1
第2章 下水道事業の現状.....	2
1 下水道事業.....	2
2 下水道施設の状況.....	3
3 施設の老朽化の状況.....	7
4 水洗化の状況等.....	10
5 職員の状況.....	12
6 経営の状況.....	12
第3章 今後における事業の動向.....	18
1 行政人口.....	18
2 整備区域内人口、水洗化人口、水洗化率.....	18
3 有収水量、使用料.....	19
第4章 経営の基本方針.....	21
第5章 効率化・経営健全化の取り組み方針.....	21
1 組織の整備・企業会計による経営の健全化.....	21
2 汚水処理の効率化.....	21
3 収納率の向上.....	21
4 不明水対策.....	22
5 資産の有効活用.....	22
6 民間活力の活用.....	22
第6章 投資・財政計画.....	23
1 管渠整備.....	23
2 老朽化対策.....	23
3 雨水対策.....	23
4 投資事業に必要な財源の確保.....	23
5 投資事業に必要な財源確保のための検討事項.....	24
6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	24

## 第1章 経営戦略策定の趣旨

### 1 策定の趣旨

下水道及び合併処理浄化槽などは、「生活環境の保全」と「公衆衛生の向上」及び「公共用水域の水質汚濁防止」に欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な汚水処理施設です。

本市の公共下水道事業は、昭和52年10月に下水道法による認可を受け事業に着手し、市街地については、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備を進めております。また、下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽による個別処理を進めることとし、平成24年度からは浄化槽市町村整備事業により公共浄化槽を整備しているところです。

令和2年度末時点で、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた普及率は77.7%、浄化槽処理区域を含めた市全体の普及率は89.2%で、水洗化率は83.4%となっております。しかし、公共下水道は事業着手から45年が経過し施設の老朽化が進み、施設更新への投資が増大、人口減少や省資源化に伴う料金収入の伸び悩みにより経営環境は厳しさを増すことが予想されます。

平成26年8月の総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により平成27年に計画期間10年で策定した下水道経営戦略について、令和2年度に公共下水道及び浄化槽特別会計から公営企業会計に移行したことにより、この度見直しするものです。

### 2 対象事業

本市が実施している下水道事業（公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）、浄化槽事業）を対象とします。

### 3 計画期間

令和4年度から令和7年度まで（現在の下水道事業経営戦略の計画期間を平成28年度から令和7年度としているため、これに準じて令和7年まで）とする。

※ 総務省が示す「経営戦略」における「長中期的な視点から経営戦略の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」ことから、計画期間を10年とするものです。

#### 【参考】関連項目の解説

##### ○経営戦略

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めたうえで、収入と支出が均衡するよう調整した中長期的な収支の計画です。

※平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長「公営企業の経営に当たっての留意事項について」から抜粋

## 第2章 下水道事業の現状

### 1 下水道事業

本市の下水道事業は、公共下水道事業と浄化槽事業に分けられます。

このうち公共下水道事業は、公共下水道と特定環境保全公共下水道があり、どちらも分流式（汚水と雨水を分けて処理・放流する方式）の下水排水方式を採用しております。公共下水道は昭和52年度に汚水・雨水とも230haの認可を受けて事業に着手し、昭和58年10月から処理を開始しております。その後、特定環境保全公共下水道は、用途区域に隣接している三泉地区において公共用水域の水質と生活環境の保全を図るため、平成9年度に全体計画170haのうち49haの認可を受け事業に着手し、平成13年度に供用を開始しております。

また、浄化槽事業は、平成24年度から公共下水道事業の計画がない地域を浄化槽処理促進区域として、公共浄化槽（市設置型の合併処理浄化槽）の設置及び維持管理を行っております。

#### （1）公共下水道事業

現在、公共下水道は寒河江地区、西根地区、南部地区、柴橋地区の一部を含む1,298.6haを全体計画区域とし、そのうちの1,222.7haについて事業認可を受け整備を進めています。着実な整備により整備区域は拡大し、事業認可面積に対する令和2年度末時点の整備率は82.1%となっています。

特定環境保全公共下水道は、全体計画区域と同じ60haの事業認可を受け整備を進めており、令和2年度末で整備済の区域面積は59haで整備率98.3%に達し、整備事業は完成に近づいています。

この全体計画区域を一つの処理区とし市浄化センターにおいて処理し、1級河川最上川に放流しております。

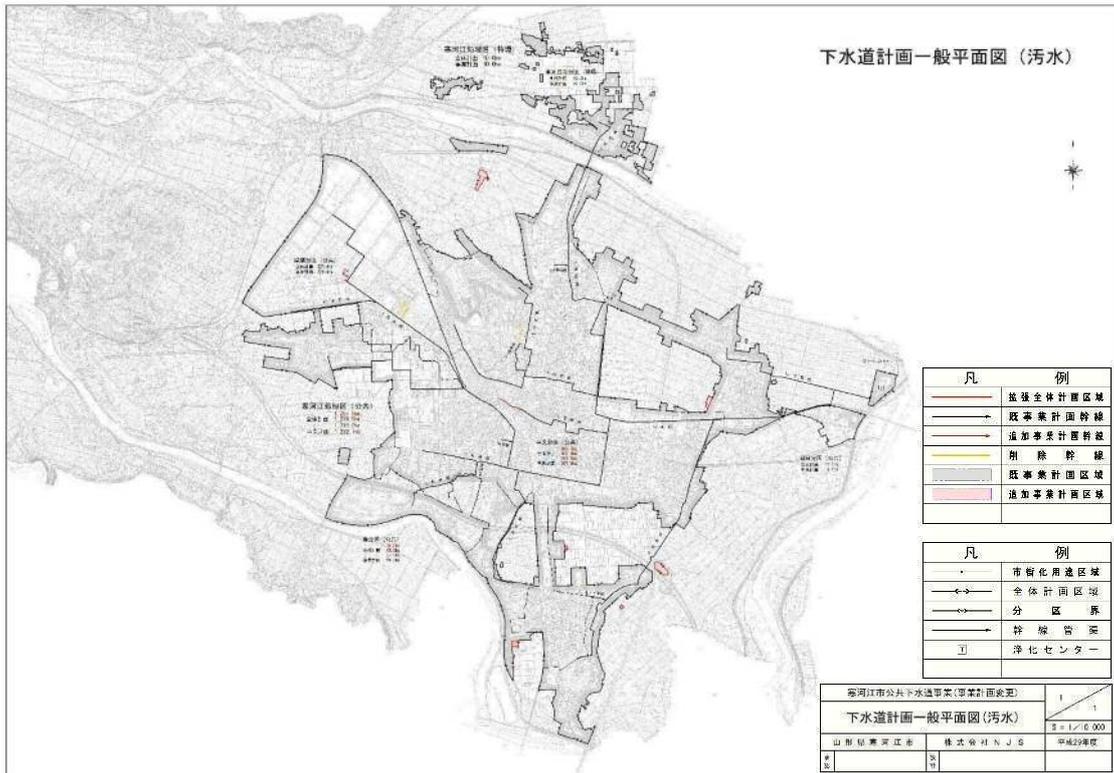
また、雨水については、公共下水道と同じ1,298.6haを全体計画区域とし、そのうち990.6haの事業認可を受けています。この区域を21排水区に分け、幹線排水路の整備や既存排水路を活用した雨水排水を行っております。

〔表-1〕全体事業計画概要

項目	公共下水道	特定環境保全	計
計画面積	1,298.6ha	60.0ha	1,358.6ha
計画人口	29,340人	1,510人	30,850人
計画汚水量	33,538m <sup>3</sup> /日	692m <sup>3</sup> /日	34,230m <sup>3</sup> /日

〔表-2〕事業（認可）計画概要

項目	公共下水道	特定環境保全	計
計画面積	1,222.7ha	60.0ha	1,282.7ha
計画人口	29,540人	1,520人	31,060人
計画汚水量	33,393m <sup>3</sup> /日	709m <sup>3</sup> /日	34,102m <sup>3</sup> /日



[図-1] 下水道計画一般図(汚水)

(2) 浄化槽事業

平成24年度から、浄化槽処理促進区域における公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的に環境省所管の浄化槽市町村整備促進事業により、公共浄化槽の整備を開始しており、年間60基設置を目標に整備し保守点検や清掃等の維持管理を行っています。

2 下水道施設の状況

(1) 汚水管渠(公共下水道事業)

昭和52年度における事業計画認可以降、市街地を中心に未普及区域の解消を図るため、整備事業を実施し、居住区域の整備は概成しております。

令和2年度末時点における公共下水道事業の整備延長は203,275mで、うち公共下水道の整備延長は190,657m、特定環境保全公共下水道の整備延長は12,618mとなっています。

(2) マンホールポンプ

下水道管は、自然流下するように傾斜をつけて設置するため、徐々に深くなっていきますが、河川の横断等により相当な深さになると、下水道管を設置することが困難になるため、汚水を汲み上げるマンホールポンプを設置しています。

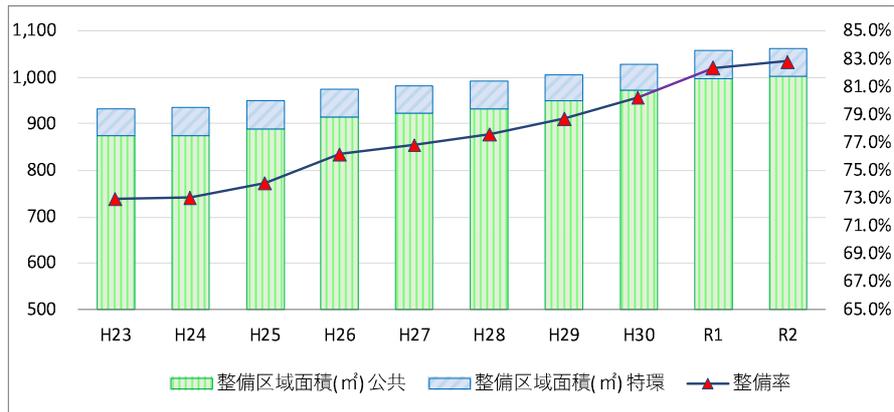
公共下水道においては、寒河江地区(仲谷地、本楯)2箇所、南部地区(高屋、島)2箇所、西根地区(上河原、宝)2箇所、柴橋地区(久保)1箇所の計7か所、特定環境保全公共下水道においては、三泉地区(中河原)1箇所の総計8箇所にマンホールポンプを設置しています。

[表 - 3] 下水道事業概要 (令和3年3月31日現在)

項目	公共下水道	特定環境保全	合併処理浄化槽	計
行政区域面積	—	—	—	13,903ha
行政区域内人口	—	—	—	40,576人
処理場供用開始	昭和58年10月1日			
整備区域面積	1,004ha	59ha	—	1,063ha
処理区域面積	1,004ha	59ha	—	1,063ha
処理区域人口	30,130人	1,396人	9,050人	40,576人
処理区域人口密度	3,001人/k㎡	2,366人/k㎡	—	—
処理区域戸数	10,821戸	524戸	3,009戸	14,354戸
下水道水洗化人口	27,516人	1,031人	—	28,547人
下水道水洗化戸数	9,822戸	394戸	—	10,216戸
下水道普及率	—	—	—	77.7%
浄化槽水洗化人口	592人	26人	4,676人	5,294人
浄化槽水洗化戸数	188戸	9戸	1,242戸	1,439戸
水洗化率(人口比)	93.3%	75.7%	51.7%	83.4%
水洗化率(戸数比)	92.5%	76.9%	41.3%	81.2%

[表 - 4] 公共下水道事業認可面積・整備区域面積・整備率・管渠整備延長の推移

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業認可面積(m <sup>2</sup> )	1279	1279	1279	1279	1279	1279	1279	1283	1283	1283
	公共	1219	1219	1219	1219	1219	1219	1223	1223	1223
	特環	60	60	60	60	60	60	60	60	60
整備区域面積(m <sup>2</sup> )	933	934	948	974	983	992	1007	1030	1056	1063
	公共	874	875	889	915	924	933	948	971	997
	特環	59	59	59	59	59	59	59	59	59
整備率	72.9%	73.0%	74.1%	76.2%	76.9%	77.6%	78.7%	80.3%	82.3%	82.9%
	公共	71.7%	71.8%	72.9%	75.1%	75.8%	76.5%	77.8%	79.4%	81.5%
	特環	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%
管渠整備延長(m)	185,001	185,426	190,205	192,988	194,388	196,186	198,161	199,337	201,636	203,275
	公共	172,383	172,808	177,587	180,370	181,770	183,568	185,543	186,719	189,018
	特環	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618	12,618



[図 - 2] 整備区域面積・整備率の推移

[表 5] 汚水管渠等概要

項目	公共下水道	特定環境保全	合計
汚水管渠整備延長	190,657m	12,618m	203,275m
うち幹線	27,403m	660m	28,063m
うち枝線	163,254m	11,958m	175,212m
マンホールポンプ	7箇所	1箇所	8箇所

(3) 浄化センター

① 施設概要

浄化センターは、昭和58年10月から汚水処理を開始しております。建設から38年が経過し老朽化が進んでいることから、「寒河江市浄化センター長寿命化計画」を平成25年度に策定し、平成30年度には「下水道ストックマネジメント計画」に取り込み、令和16年度の山形流域下水道への編入を目標に更新工事を進めてきましたが、令和2年度の県流域下水道事業計画変更の際に策定された広域化・共同化計画には、寒河江市の編入は構成市町から同意が得られなかったため、引き続き施設の更新工事を実施していきます。

② 維持管理

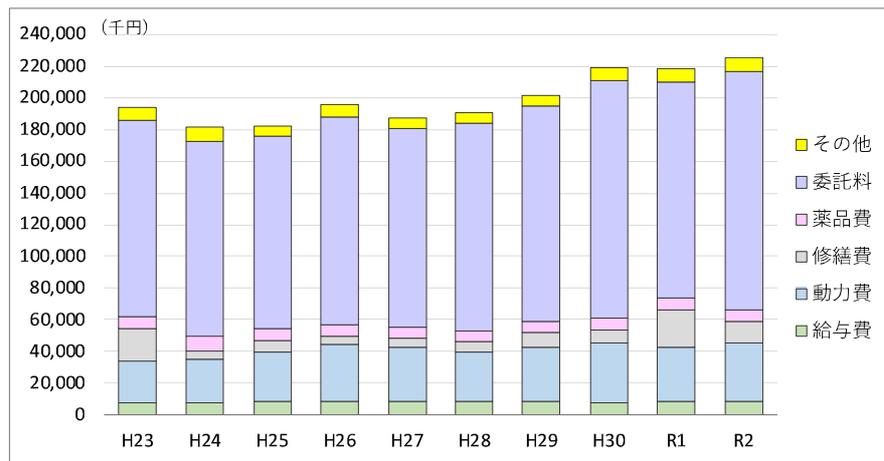
昭和58年度から専門業者に浄化センターの管理業務を委託しています。現在は、夜間、特定の休日を除き、管理者が常駐し、施設設備の日常点検、定期点検及び修繕等を行っています。

維持管理費の内訳は、令和2年度実績では委託料が66.4%で約3分の2を占めております。

[表-6] 過去10年間における浄化センター維持管理費

単位：千円

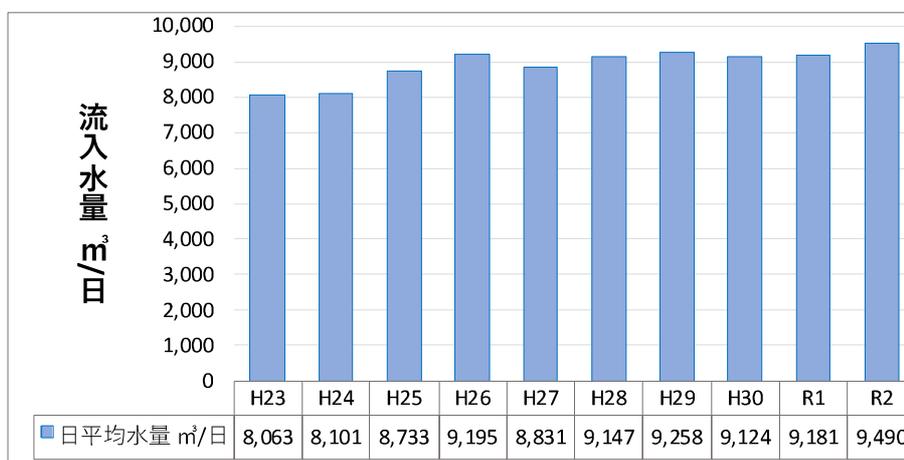
年度\項目	給与費	動力費	うち電気料	修繕費	薬品費	委託料	その他	計
H23	7,987	25,578	24,814	20,588	8,158	122,792	8,672	193,775
H24	7,975	27,607	26,519	4,822	9,306	122,661	8,526	180,897
H25	8,487	30,914	29,960	7,918	7,152	121,233	6,590	182,294
H26	8,290	36,542	35,464	4,435	7,790	130,996	7,046	195,099
H27	8,425	34,143	33,501	6,187	6,646	125,379	6,441	187,221
H28	8,420	30,971	30,184	6,422	7,356	130,869	6,541	190,579
H29	8,417	34,387	33,464	8,912	7,206	135,928	6,625	201,475
H30	8,242	37,031	36,169	8,396	7,400	149,671	8,081	218,821
R1	8,838	33,855	33,250	23,491	7,295	136,378	8,452	218,309
R2	8,431	37,031	36,169	13,229	7,401	149,910	9,810	225,812



[図-3] 浄化センター維持管理費の推移

### ③ 流入水量の推移

浄化センターの流入水量は、整備区域の拡大により増加しておりますが、雨天時浸入水の影響で流入水量が増加する年度もあります。平成26年度及び令和2年度の流入水量は大雨の影響により、それぞれ3,357,138 m<sup>3</sup>/年と3,465,353 m<sup>3</sup>/年となっておりますが、平成27年度は3,223,219 m<sup>3</sup>/年で平成26年度より4.0%減少しています。

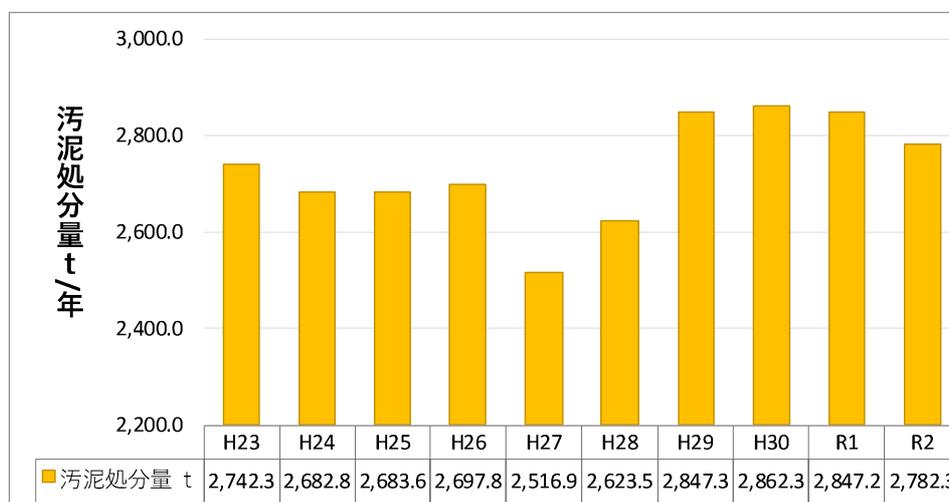


[図-4] 流入水量の推移

### ④ 汚泥処分量の推移

汚水処理に伴い汚泥が発生しますが、濃縮、貯留、脱水という工程を経て汚泥処理施設において処理しております。

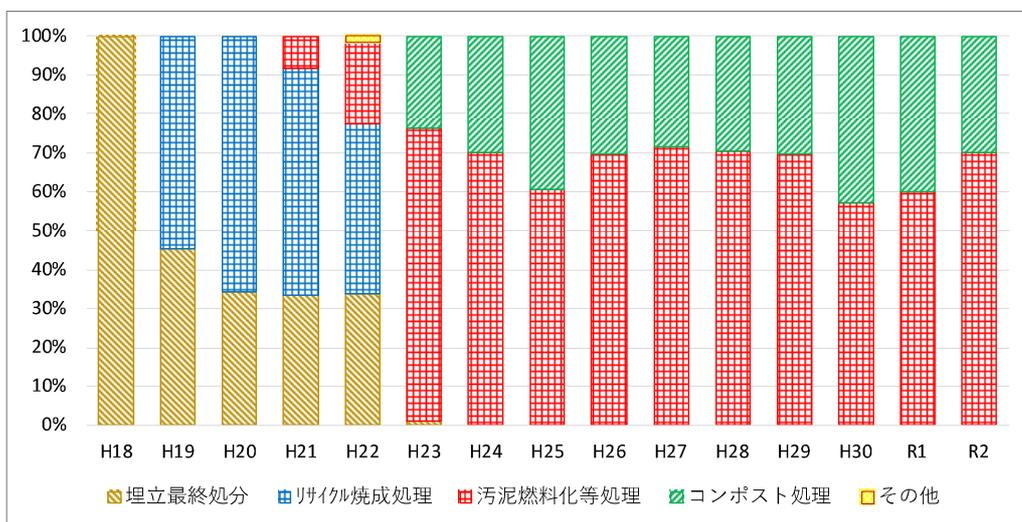
現在、汚泥は1日当たり約7 tを超え、令和2年度の汚泥処分量は2,782.27 t/年となりました。過去最大の汚泥処分量は、平成29年度の2,862.26 t/年で1日平均7.84 tとなっております。



[図-5] 汚泥処分量の推移

### ⑤ 汚泥処理方法の推移

浄化センターから発生した汚泥は、平成18年度までは、埋立最終処分を行っていましたが、平成19年度から汚泥の一部をセメント原料とするリサイクル焼成処理を導入し、平成21年度からは汚泥燃料化等処理の併用を開始し、平成23年度以降においては、燃料化等のほかコンポスト処理により全汚泥量の再利用化を行っております。現在、汚泥燃料化等処理及びコンポスト処理の割合は燃料化7に対しコンポスト処理3となっております。



[図-6] 汚泥処理方法の推移

### (4) 公共浄化槽

浄化槽処理促進区域として白岩地区(田代、幸生を含む)、醍醐地区、高松地区、柴橋地区の一部に、平成24年度から令和17年度概成に向け公共浄化槽を整備し、公共用水域の水質保全に努めています。令和2年度末時点で347基を設置し維持管理を行っております。

### (5) 浄化槽排水管渠

浄化槽処理促進区域において実施している浄化槽市町村整備促進事業の円滑な推進を目的に、浄化槽からの放流先について「用排分離を原則」に、浄化槽排水管の整備を進めています。令和2年度末時点で15.9kmを整備しています。

[表-7] 公共浄化槽の設置基数等の推移

項目\年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
浄化槽区域内人口(人)	10,572	10,053	10,029	9,865	9,755	9,526	9,401	9,201	8,972	—
公共浄化槽設置基数(基)	42	58	51	42	41	28	33	22	30	347
公共浄化槽整備人口(人)	160	185	156	161	84	109	96	61	108	1,120
浄化槽排水管渠延長(m)	2,695	1,732	2,714	1,584	1,556	1,853	1,495	1,697	590	15,916

## 3 施設の老朽化の状況

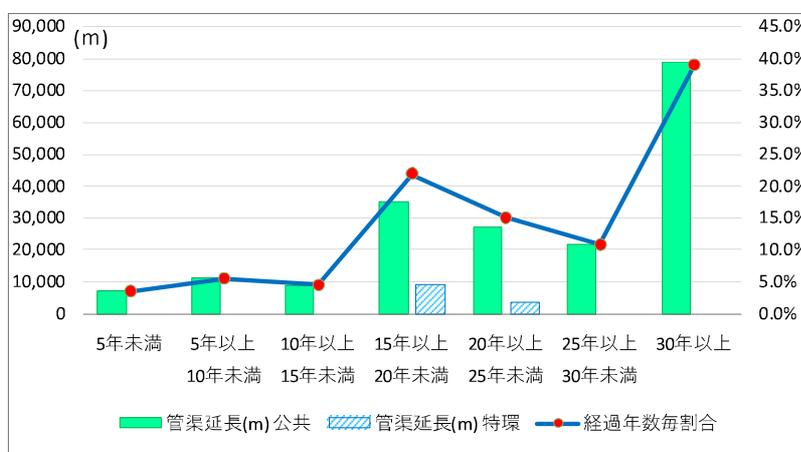
### (1) 汚水管渠

令和2年度末時点の公共下水道においては、整備済管渠延長のうち30年以上を経過した管渠が約39%と、最も多くの割合を占めています。特定環境保全公共下水道においては、経過年数

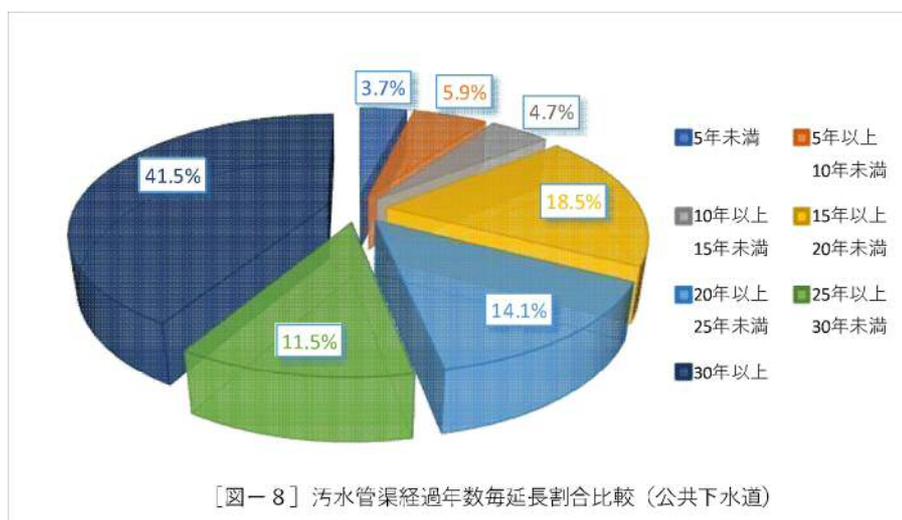
1 5年以上20年未満の管渠が、約72%となっており、管渠の老朽化に伴う管渠の破損等による道路陥没事故の発生や汚水処理機能の停止が懸念されます。

[表-8] 汚水管渠経過年数毎延長割合

区分\項目	管渠延長(m)		経過年数毎割合		
	公共	特環	公共割合	特環割合	
5年未満	7,089	0	3.5%	3.7%	0.0%
5年以上10年未満	11,175	0	5.5%	5.9%	0.0%
10年以上15年未満	8,997	0	4.4%	4.7%	0.0%
15年以上20年未満	44,365	9,104	21.8%	18.5%	72.2%
20年以上25年未満	30,484	3,514	15.0%	14.1%	27.8%
25年以上30年未満	21,967	0	10.8%	11.5%	0.0%
30年以上	79,198	0	39.0%	41.5%	0.0%
計	203,275	12,618	100.0%	100.0%	100.0%



[図-7] 汚水管経過年数毎延長割合比較



[図-8] 汚水管経過年数毎延長割合比較 (公共下水道)

(2) 浄化センター

浄化センターは、昭和58年10月の供用開始から38年が経過し、耐用年数を過ぎた設備が多く、腐食劣化等により機能停止が懸念されます。これらの設備の老朽化対策として、平成25年度に策定した「寒河江市浄化センター長寿命化計画」を、平成30年度には「下水道ストックマネジメント計画」に取り込み、山形流域下水道への接続を視野に令和2年度まで汚泥脱水設備をはじめとする優先順位の高い設備から順次更新工事を進めてきました。しかしながら、令和2年度の県流域下水道事業計画変更の際に策定された広域化・共同化計画には、寒河江市の編入は構成市町から同意が得られなかったため、引き続き更新工事を進めることとしております。

[表-9] 寒河江市ストックマネジメント事業概要（浄化センター分）

年度\項目	工事種別①	工事種別②	対象施設	改築内容
H27	実施設計	—	汚水ポンプ設備 [機械・電気]	—
	機械	更新工事	汚泥脱水設備No3	全部
	電気	更新工事	汚泥脱水設備No3	全部
H28	機械	更新工事	汚泥脱水設備No3	全部
			水処理設備（終沈）	一部
	電気	更新工事	汚泥脱水設備No3	全部
			水処理設備（終沈）	一部
H29	実施設計	—	汚泥濃縮設備 [機械・電気]	全部
			水処理設備（初沈、反応タンク） [機械・電気]	
			中央監視制御装置（管理棟・汚泥棟）	
	機械	更新工事	水処理設備（終沈）	全部
			汚水ポンプ設備	
電気	更新工事	水処理設備（終沈）	全部	
		汚水ポンプ設備		
H30	機械	更新工事	汚水ポンプ設備	全部
			汚泥濃縮設備	
	電気	更新工事	汚水ポンプ設備	全部
			汚泥濃縮設備	
			中央監視制御装置	
R1	機械	更新工事	汚泥濃縮設備	全部
			水処理設備（初沈、反応タンク）	一部
	電気	更新工事	中央監視制御装置	全部
			汚泥濃縮設備	
			水処理設備（初沈、反応タンク）	
R2	機械	更新工事	水処理設備（流入ゲート、反応タンク）	全部
	電気	更新工事	水処理設備（初沈、反応タンク、終沈）	全部

### (3) 公共浄化槽

公共浄化槽については、平成24年度から整備を開始しており、設置から10年を超える浄化槽はないため、現時点では老朽化については問題ないが、今後、消耗品等の管理や耐用年数を迎えた時の対応について検討が必要になってきます。

### (4) 浄化槽排水管渠

浄化槽排水管渠も公共浄化槽と同様に、設置から10年を超える管渠はないため、現時点では老朽化については問題ないが、今後、消耗品等の管理や耐用年数を迎えた時の対応について検討が必要になってきます。

## 4 水洗化の状況等

### (1) 下水道水洗化人口

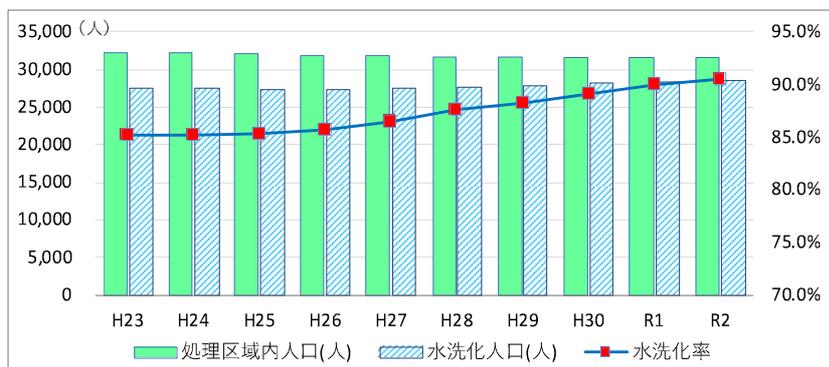
未普及地域の解消等に努めており整備区域の面積は拡大してきておりますが、整備区域内の人口は、公共下水道、特定環境保全公共下水道ともに減少傾向にあります。しかし、水洗化普及活動により下水道水洗化人口は緩やかながら増加してきております。令和2年度末時点の下水道水洗化人口は28,547人で、前年度と比較して150人の増加となっております。

### (2) 下水道水洗化率

下水道を整備した区域内の人口に対して下水道を使用している人口の割合を下水道水洗化率といいます。令和2年度の末時点下水道水洗化率は90.6%で、前年度から0.5%の増となっております。

[表-10] 下水道整備区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理区域内人口(人)	32,149	32,170	32,074	31,922	31,840	31,642	31,639	31,609	31,538	31,526
公共	30,497	30,535	30,469	30,334	30,275	30,118	30,164	30,155	30,117	30,130
特環	1,652	1,635	1,605	1,588	1,565	1,524	1,475	1,454	1,421	1,396
水洗化人口(人)	27,404	27,426	27,363	27,353	27,530	27,701	27,898	28,171	28,397	28,547
公共	26,430	26,448	26,382	26,337	26,514	26,640	26,872	27,145	27,364	27,516
特環	974	978	981	1,016	1,016	1,061	1,026	1,026	1,033	1,031
水洗化率	85.2%	85.3%	85.3%	85.7%	86.5%	87.5%	88.2%	89.1%	90.0%	90.6%
公共	86.7%	86.6%	86.6%	86.8%	87.6%	88.5%	89.1%	90.0%	90.9%	91.3%
特環	59.0%	59.8%	61.1%	64.0%	64.9%	69.6%	69.6%	70.6%	72.7%	73.9%



[図-9] 下水道整備区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

### (3) 浄化槽水洗化人口

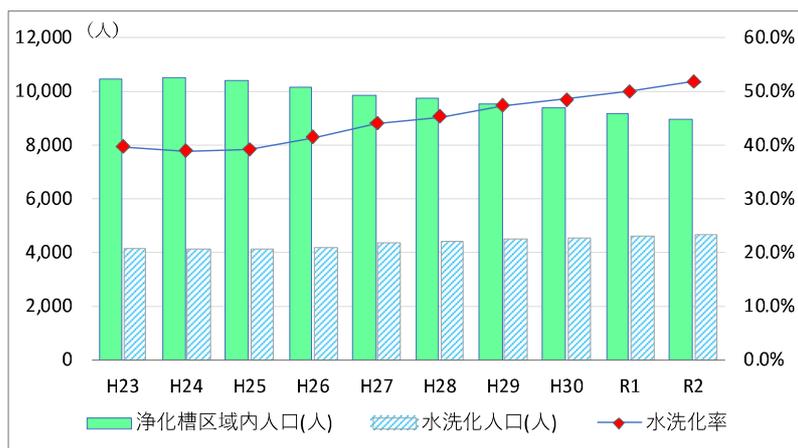
浄化槽整備促進区域内の人口は減少傾向にあります。しかし、水洗化普及活動により公共浄化槽設置人口は増加してきております。令和2年度末時点の浄化槽整備促進区域内の浄化槽水洗化人口は4,676人で、前年度と比較して28人の増加となっております。

### (4) 浄化槽水洗化率

浄化槽整備促進区域内の人口に対して公共浄化槽及び個人設置型浄化槽を使用している人口の割合を浄化槽水洗化率といいます。令和2年度末時点の浄化槽水洗化率は52.1%で、前年度から1.6%の増となっております。

[表-11] 浄化槽整備促進区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
浄化槽区域内人口(人)	10,456	10,538	10,404	10,187	9,865	9,755	9,526	9,401	9,201	8,972
水洗化人口(人)	4,150	4,110	4,086	4,235	4,353	4,424	4,518	4,570	4,608	4,658
公共浄化槽	0	154	340	501	662	746	855	951	1,012	1,120
個人浄化槽	4,150	3,956	3,746	3,734	3,691	3,678	3,663	3,619	3,596	3,538
水洗化率	39.7%	39.0%	39.3%	41.6%	44.1%	45.4%	47.4%	48.6%	50.1%	51.9%
公共浄化槽	0.0%	1.5%	3.3%	4.9%	6.7%	7.6%	9.0%	10.1%	11.0%	12.5%
個人浄化槽	39.7%	37.5%	36.0%	36.7%	37.4%	37.7%	38.5%	38.5%	39.1%	39.4%



[図-10] 浄化槽整備促進区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

## 5 職員の状況

令和2年度時点で、上下水道課の職員数は22人で、このうち公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）9人（事務職5人、技術職4人）、浄化槽整備事業1人となっております。

そのほか浄化センターの維持管理業務を行う民間事業者職員が12人となっております。

## 6 経営の状況

### （1）下水道使用料の状況

#### ① 公共下水道使用料

令和元年10月1日から適用された消費税率の改正により使用料金が増額になりましたが、平成12年以降は使用料金自体の改正は行われておりません。

公共下水道、特定環境保全公共下水道とも、一般汚水と温泉廃湯等の2区分を設け、各々使用料の額を決めています。

#### ア 一般汚水の使用料

一般汚水の使用料は、基本料金と従量使用料の合計額となり、その額は下表のとおりです。

[表-12] 一般汚水の使用料体系

区 分	基本料金	従量使用料（円/㎡）	
		一般汚水	10㎡まで1,760円（税込）
30㎡超～50㎡以下	198.0円（税込）		
50㎡超～100㎡以下	203.5円（税込）		
100㎡超～500㎡以下	209.0円（税込）		
500㎡超	214.5円（税込）		

#### イ 温泉廃湯等の使用料

温泉廃湯等においても、基本料金と従量使用料の合計額となり、その額は下表のとおりです。

[表-13] 温泉廃湯等の使用料体系

区 分	基本料金	従量使用料（円/㎡）	
温泉廃湯等	10㎡まで648円（税込）	1㎡につき	55.0円（税込）

#### ② 浄化槽使用料

平成24年度から公共浄化槽による整備を開始。汚水のみで使用料で、基本料金と従量使用料の合計額となり、その額は下表のとおりです。

[表-14] 公共浄化槽の使用料体系

区 分	基本料金	従量使用料（円/㎡）	
一般汚水	10㎡まで880円（税込）	10㎡超～30㎡以下	192.5円（税込）
		30㎡超～50㎡以下	198.0円（税込）
		50㎡超～100㎡以下	203.5円（税込）
		100㎡超～500㎡以下	209.0円（税込）
		500㎡超	214.5円（税込）

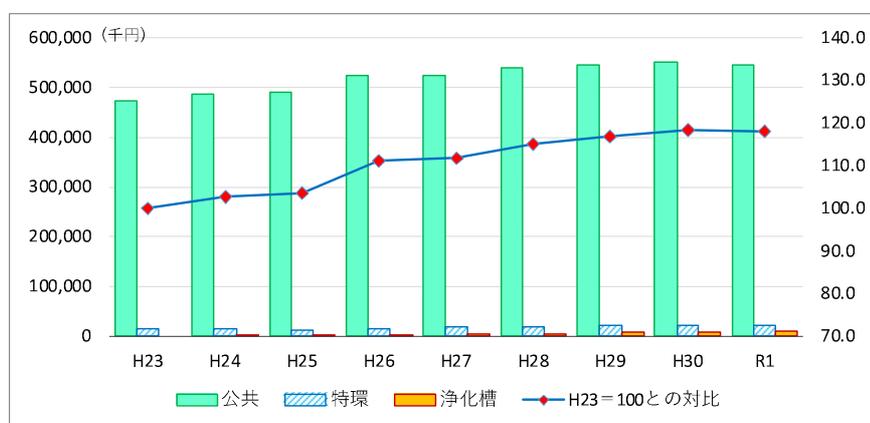
### ③ 使用料収入の推移

使用料収入は、下水道事業経営において主要な財源となっています。本市においては、過去10年間順調な伸びを示しており、平成23年度を100とした場合、令和元年度においては118となっております。

下水道使用料収入のうち、公共下水道事業における使用料が98.3%を占めており、公共浄化槽は1.7%となっております。

[表-15] 使用料収入の推移（公共、特環、浄化槽）

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下水道全体(千円)	489,350	502,551	507,163	544,541	546,764	563,040	572,530	579,954	577,364
公共	473,879	486,888	491,973	524,097	524,079	539,249	545,026	550,314	546,852
特環	15,471	15,471	13,407	16,852	17,525	17,171	19,774	20,818	20,942
浄化槽	0	192	1,783	3,592	5,160	6,620	7,730	8,822	9,570
H23=100との対比	100.0	102.7	103.6	111.3	111.7	115.1	117.0	118.5	118.0



[図-11] 使用料収入の比較

### (2) 有収水量の状況

有収水量は、整備区域の拡大、水洗化率の向上により増加しています。令和2年度の有収水量は3,003,706㎡で平成23年度より396,970㎡、15.23%増加しています。

一方で、令和2年度有収率は86.7%で平成23年度の88.6%より1.9%減少しています。これは、雨天時浸入水の影響が大きいと考えられます。

### 【参考】関連項目の解説

#### ○有収水量

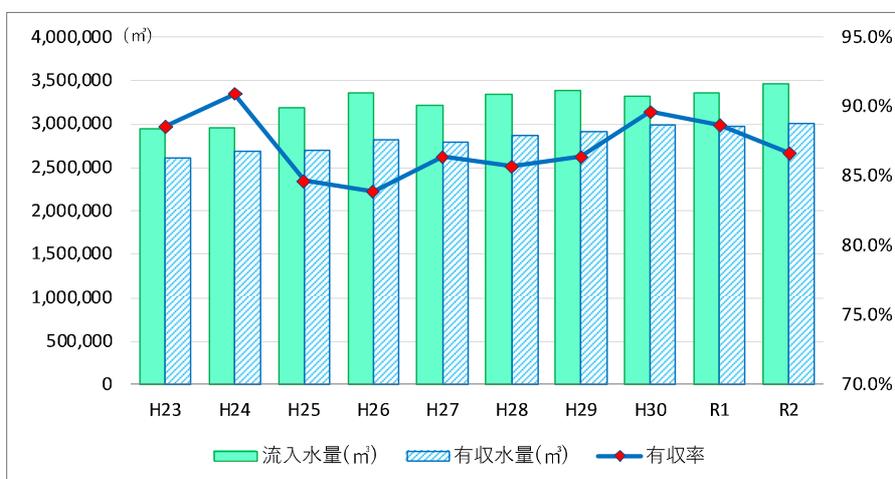
処理した汚水のうち不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量をいいます。

#### ○有収率

処理汚水量に対する有収水量の割合をいいます。この割合が高いほど不明水が少なく効率的であるとされています。

[表-16] 流入水量・有収水量・有収率の推移

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
流入水量(m <sup>3</sup> )	2,943,097	2,957,022	3,189,028	3,357,138	3,223,219	3,338,602	3,379,110	3,330,288	3,360,116	3,465,353
公共	2,850,533	2,859,648	3,089,606	3,252,310	3,118,800	3,235,440	3,231,105	3,169,103	3,206,895	3,310,106
特環	92,564	97,374	99,422	104,828	104,419	103,162	148,005	161,185	153,221	155,247
有収水量(m <sup>3</sup> )	2,606,736	2,687,951	2,699,339	2,817,092	2,784,800	2,860,880	2,918,402	2,985,060	2,978,963	3,003,706
公共	2,524,669	2,599,437	2,615,184	2,729,127	2,694,584	2,772,406	2,790,498	2,840,456	2,843,123	2,869,100
特環	82,067	88,514	84,155	87,965	90,216	88,474	127,904	144,604	135,840	134,606
有収率	88.6%	90.9%	84.6%	83.9%	86.4%	85.7%	86.4%	89.6%	88.7%	86.7%
公共	88.6%	90.9%	84.6%	83.9%	86.4%	85.7%	86.4%	89.6%	88.7%	86.7%
特環	88.7%	90.9%	84.6%	83.9%	86.4%	85.8%	86.4%	89.7%	88.7%	86.7%



[図-12] 流入水量・有収水量・有収率の推移

### (3) 繰入金の状況

下水道事業の負担区分は、「雨水公費、下水私費」が原則ですが、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理型の浄化槽や建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部は、公的な便益も認められることから公費による負担とされております。

平成23年度までは、浄化センターの設備更新工事による建設改良費に伴い7億円以上の繰入金が必要となっておりましたが、次年度から繰入金額は減少し、平成24年度から浄化槽事業分が増えたが、平成25年度以降も4億9千万から5億6千万円の間で減少してきております。

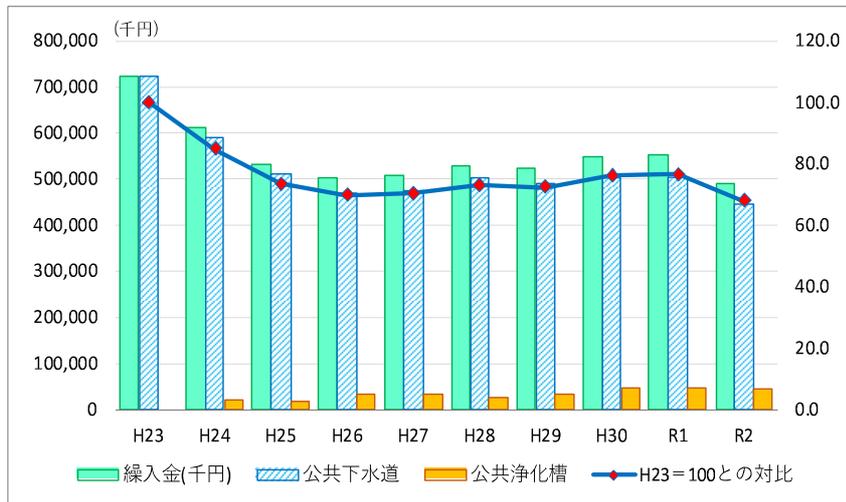
#### 【参考】関連項目の解説

##### ○繰入金

一般会計から下水道事業運営のため下水道事業会計に繰り入れられるもので、年度毎に総務省から基準が示されています。(この基準に則して下水道事業会計に繰り入れられる繰入金を「基準内繰入金」それ以外の繰入金を「基準外繰入金」といいます) これによって事業費の不足分を補填します。

[表-17] 一般会計からの繰入金の推移（公共下水道・公共浄化槽）

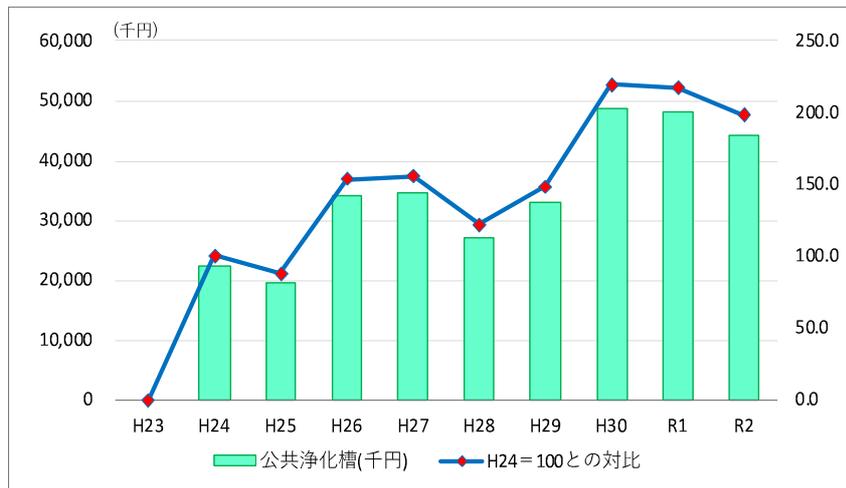
項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
繰入金(千円)	723,194	612,586	531,125	503,938	509,349	528,168	523,781	551,026	553,413	490,901
公共下水道	723,194	590,397	511,600	469,851	474,816	501,067	490,857	502,360	505,204	446,901
公共浄化槽	0	22,189	19,525	34,087	34,533	27,101	32,924	48,666	48,209	44,000
H23=100との対比	100.0	84.7	73.4	69.7	70.4	73.0	72.4	76.2	76.5	67.9



[図-13] 一般会計からの繰入金の比較（公共下水道・公共浄化槽）

[表-18] 一般会計からの繰入金の推移（浄化槽事業）

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
公共浄化槽(千円)	0	22,189	19,525	34,087	34,533	27,101	32,924	48,666	48,209	44,000
H24=100との対比	0.0	100.0	88.0	153.6	155.6	122.1	148.4	219.3	217.3	198.3



[図-14] 一般会計からの繰入金の推移（浄化槽事業）

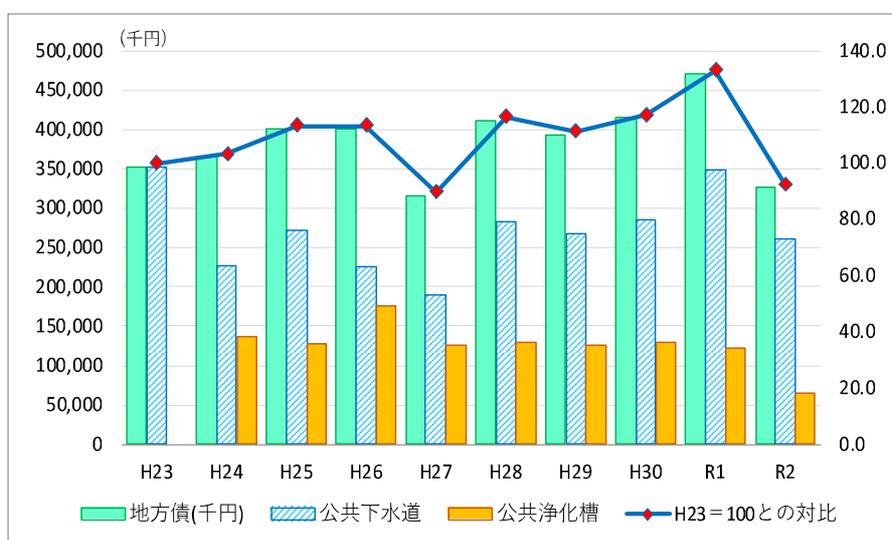
#### (4) 地方債の状況

下水道事業における地方債収入は、平成19年度に最高の16億になっております。これは、公共下水道における下水道管渠整備工事、浄化センター設備更新工事等下水道施設に係る建設工事の財源として地方債が充てられたことによるものです。

この年を境に地方債の額は年々減少し、平成24年度から浄化槽事業分が増えたが、平成24年度以降も3億2千万～4億7千万円を維持してきております。

[表-19] 地方債の推移 (公共下水道・公共浄化槽)

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方債(千円)	353,600	365,400	400,600	401,100	316,500	411,700	393,700	414,700	470,200	326,700
公共下水道	353,600	228,000	272,300	226,200	191,000	282,600	267,300	285,200	348,700	261,100
公共浄化槽	0	137,400	128,300	174,900	125,500	129,100	126,400	129,500	121,500	65,600
H23=100との対比	100.0	103.3	113.3	113.4	89.5	116.4	111.3	117.3	133.0	92.4



[図-15] 一般会計からの繰入金の比較 (公共下水道・公共浄化槽)

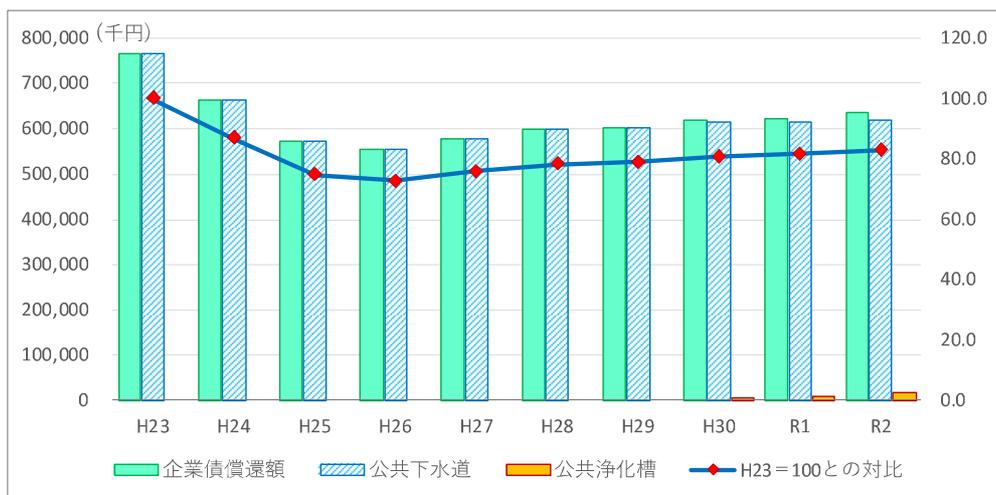
#### (5) 地方債償還の状況

##### ① 地方債償還額

資本的支出である地方債償還額については、平成19年度に最高額の17億8千万円償還しております。これ以降は事業の平準化等により地方債償還額は減少し、平成25年度には5億7千万となり、平成30年度から浄化槽事業分の償還が始まりましたが、5億6千万から6億2千万までの間で推移しております。

[表-20] 地方債償還額の推移 (公共下水道・公共浄化槽)

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
企業債償還額(千円)	765,335	664,171	572,115	555,583	579,918	599,491	603,928	618,629	624,509	634,621
公共下水道	765,335	664,171	572,115	555,583	579,918	599,491	603,928	613,468	614,516	617,771
公共浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	5,161	9,993	16,850
H23=100との対比	100.0	86.8	74.8	72.6	75.8	78.3	78.9	80.8	81.6	82.9



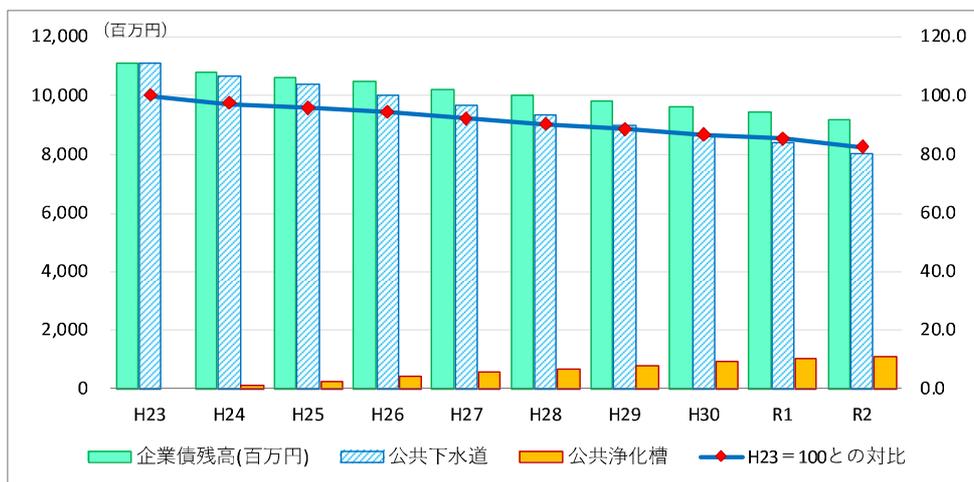
[図-16] 地方債償還額の比較（公共下水道・公共浄化槽）

② 地方債残高の推移

地方債現在高については、計画的に償還し公共下水道は年々減少しております。また、公共浄化槽の地方債現在高は、平成24年度から公共浄化槽による整備を開始しており、平成30年度から償還が始まっているため、まだ増加している状況にあります。全体では、平成23年度を100にした対比は、年々順調に減少し令和2年度では82.4になっております。

[表-21] 地方債現在高の推移（公共下水道・公共浄化槽）

項目\年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
企業債残高(百万円)	11,110	10,811	10,640	10,485	10,221	10,034	9,824	9,620	9,465	9,157
公共下水道	11,110	10,674	10,374	10,044	9,655	9,339	9,002	8,674	8,408	8,051
公共浄化槽	0	137	266	441	566	695	822	946	1,057	1,106
H23=100との対比	100.0	97.3	95.8	94.4	92.0	90.3	88.4	86.6	85.2	82.4



[図-17] 地方債現在高の比較（公共下水道・公共浄化槽）

### 第3章 今後における事業の動向

#### 1 行政人口

行政人口の推計については、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和7年の人口は38,074人と推計されています。また、この経営戦略では寒河江市が策定した「さがえ未来創成戦略」に基づく「寒河江市人口ビジョンによる推計」の数値を使用しておりますが、令和7年の人口は38,957人で、平成27年より6.9%減少するとされています。

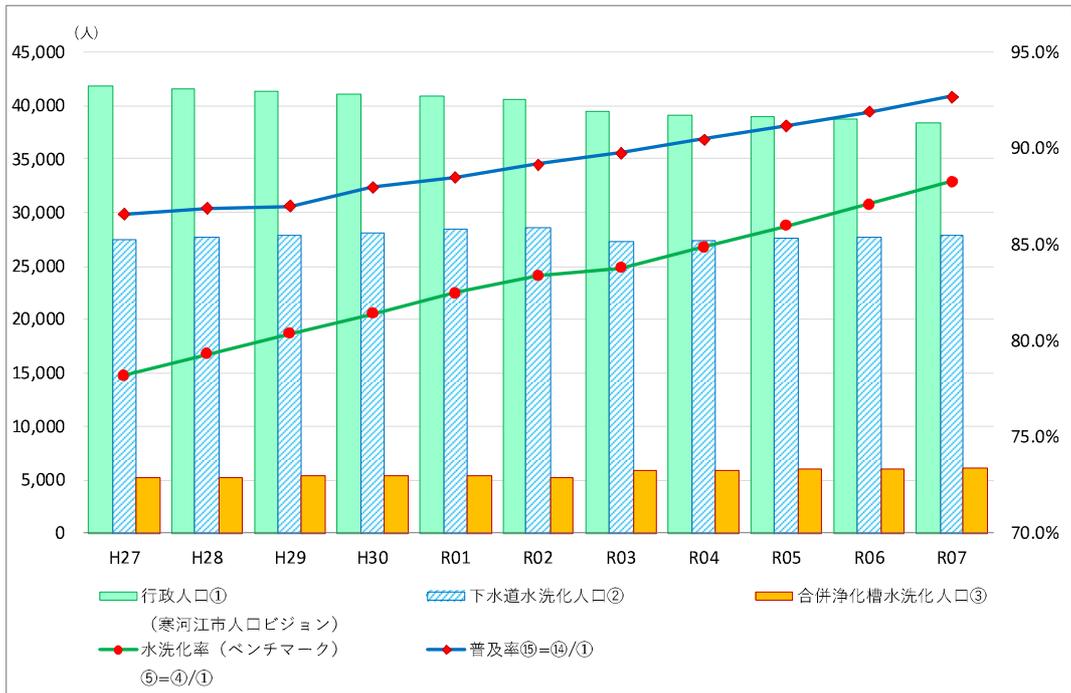
#### 2 整備区域内人口、水洗化人口、水洗化率

下水道整備区域内人口は、行政人口と同じく減少し、令和7年には、30,821人と推計されます。下水道水洗化人口は、普及活動や整備区域の拡大により令和7年には、平成27年と比較し1,493人増の29,023人と見込んでいます。また、浄化槽水洗化人口は公共浄化槽の普及により令和7年には、平成27年と比較し129人増の5,376人と予測しています。これにより市内全域の水洗化率は、令和7年で88.3%を目標としています。

[表-22] 人口・下水道区、浄化槽域内人口・水洗化人口・水洗化率の予測

項目\年度	実績						計画				
	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
行政区域内人口① (寒河江市人口ビジョン) ※	41,853	41,541	41,313	41,135	40,870	40,576	39,960	39,710	39,460	39,210	38,957
下水道水洗化人口②	27,530	27,701	27,898	28,171	28,397	28,547	28,611	28,750	28,845	28,937	29,023
合併浄化槽水洗化人口③	5,247	5,228	5,308	5,321	5,316	5,294	4,915	5,003	5,130	5,254	5,376
水洗化人口計 ④=②+③	32,777	32,929	33,206	33,492	33,713	33,841	33,526	33,753	33,975	34,191	34,399
水洗化率(ベンチマーク) ⑤=④/①	78.3%	79.3%	80.4%	81.4%	82.5%	83.4%	83.9%	85.0%	86.1%	87.2%	88.3%
下水道計画区域内人口 ⑥=⑦+⑧1+⑧2	31,988	31,786	31,787	31,734	31,669	31,604	31,113	31,032	30,987	30,902	30,812
下水道地区整備人口⑦	31,840	31,642	31,639	31,609	31,538	31,526	31,008	30,934	30,897	30,819	30,737
下水道未整備人口 (認可区域内)⑧1	134	134	138	115	122	69	95	88	80	73	65
下水道未整備人口 (認可外計画区域内)⑧2	14	10	10	10	9	9	10	10	10	10	10
市設置浄化槽整備人口⑨	662	746	855	951	1,012	1,120	1,638	1,827	2,012	2,196	2,367
個人設置浄化槽人口⑩	3,691	3,678	3,663	3,619	3,596	3,538	3,277	3,177	3,117	3,058	3,000
その他合併浄化槽人口⑪	48	42	46	40	40	18	0	0	0	0	0
浄化槽処理促進区域人口⑫	9,865	9,755	9,526	9,401	9,201	8,972	8,847	8,678	8,473	8,308	8,145
浄化槽整備人口⑬	4,401	4,466	4,564	4,610	4,648	4,676	4,915	5,004	5,129	5,254	5,367
水洗化整備人口 ⑭=⑦+⑬	36,241	36,108	36,203	36,219	36,186	36,202	35,923	35,938	36,026	36,073	36,104
普及率⑮=⑭/①	86.6%	86.9%	87.6%	88.0%	88.5%	89.2%	89.9%	90.5%	91.3%	92.0%	92.7%

※寒河江市人口ビジョンの数値は令和7年、令和3年から令和6年までは経営戦略の推計値



[図-18] 人口・下水道区域内人口・水洗化人口・水洗化率の予測

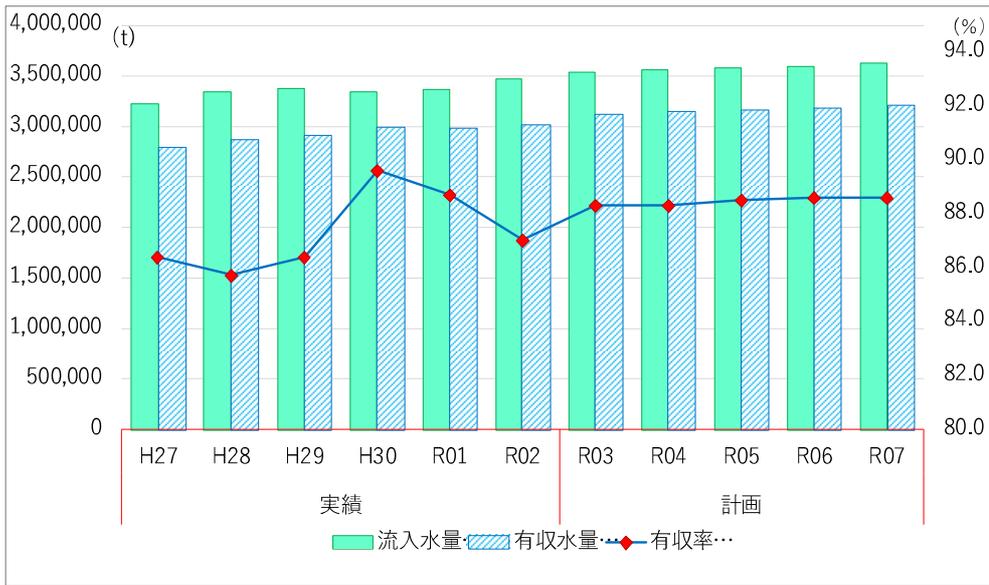
### 3 有収水量、使用料

#### (1) 有収水量・有収率

有収水量は、雨天時浸入水の影響を受けやすく過去6年間は、85.7%から88.7%の間で推移している状況であります。水洗化人口は伸びていますが、節水意識、節水機器の普及等により水洗化人口1人当たりの使用水量は減少することが予想されます。また、令和2年度における公共下水道事業の有収率は87.0%ですが、今後管渠の調査、点検、修繕等により、雨天時浸入水を極力減らし、令和7年度には88.6%の有収率を目標としています。

[表-23] 有収水量・増加率の予測 (全体・公共下水道・公共浄化槽)

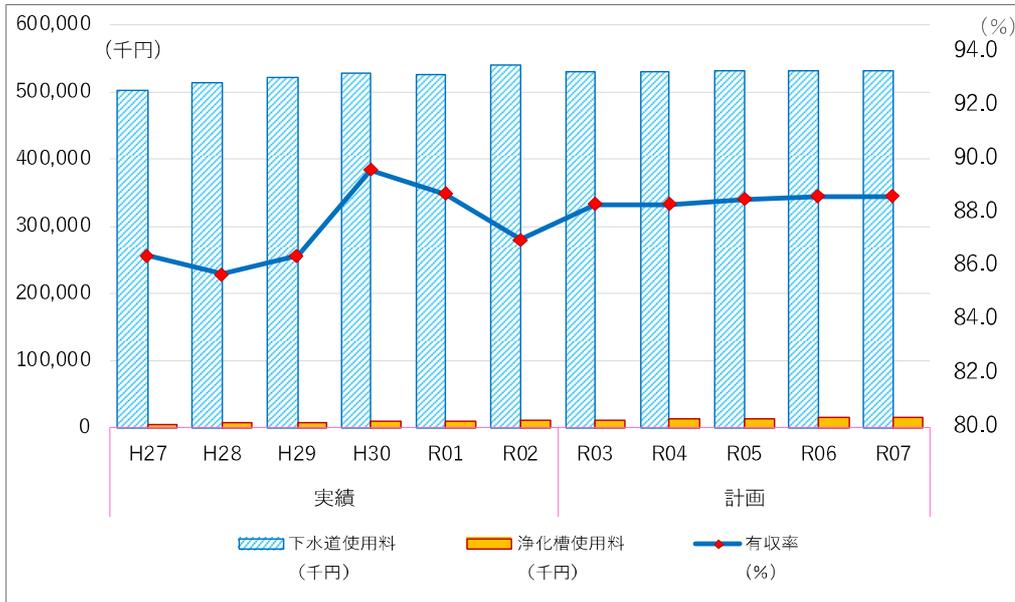
項目\年度	実績						計画				
	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
流入水量 (t)	3,223,219	3,338,602	3,379,110	3,330,288	3,360,116	3,465,353	3,531,148	3,558,425	3,572,794	3,591,314	3,614,030
有収水量 (t)	2,784,800	2,860,880	2,918,402	2,985,060	2,978,963	3,013,621	3,118,004	3,142,089	3,161,923	3,181,904	3,202,030
有収率 (%)	86.4%	85.7%	86.4%	89.6%	88.7%	87.0%	88.3%	88.3%	88.5%	88.6%	88.6%
下水道使用料 (千円)	501,485	515,204	522,963	528,826	525,735	540,356	529,683	530,901	531,357	531,813	532,269
浄化槽使用料 (千円)	4,777	6,130	7,158	8,169	8,861	10,321	11,595	12,613	13,632	14,650	15,668
使用料計 (千円)	506,262	521,333	530,121	536,995	534,596	550,677	541,278	543,515	544,988	546,463	547,937



〔図-19〕 将来の流入水量・有収水量・増加率水の比較

(2) 使用料

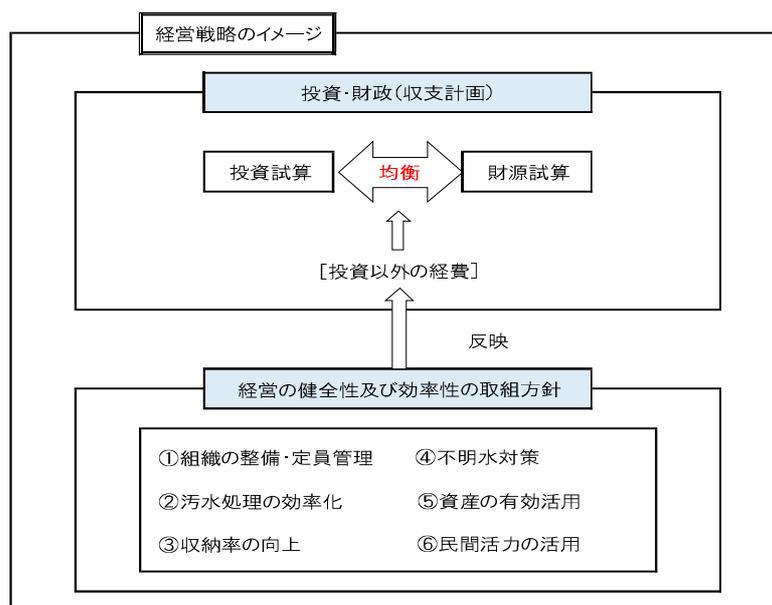
平成27年度における使用料は、約5億4千万円ですが、普及対策の強化による水洗化率の向上及び戸別訪問等による納入指導を行い、令和7年度までに約5%の増額を見込んでいます。



〔図-20〕 使用料収入及び有収率の比較

## 第4章 経営の基本方針

令和2年度から公営企業会計に移行し、適正な財産管理をすることで、経営状況がより明確に把握出来るようになってきているところです。しかしながら、人口減少や生活様式の変化等により下水道使用料の減少が予想される中、施設の老朽化対策として改築又は更新のみならず、雨天時浸水対策及び市浄化センターの耐水化対策に多額の費用が必要となるとともに、近年多発している局地的集中豪雨等に対応するため、雨水排水対策事業にも多額の資金が必要となるなど、今後の下水道事業の経営環境は大変厳しくなることが予想されます。そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供することを基本方針とします。



[図-21] 経営戦略のイメージ

## 第5章 効率化・経営健全化の取り組み方針

### 1 組織の整備・企業会計による経営の健全化

「寒河江市行財政改革アクションプラン」に基づき、令和元年度に水道事業所と統合し、上下水道課として、効率的な業務遂行及び組織構成により、職員定数等の適正化を図っていきます。また、令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、年度毎の損益情報と財政状態が適切に把握でき、今後更なる経営基盤の強化及び健全化が期待できます。

### 2 汚水処理の効率化

公共下水道事業の汚水処理は、単独処理を行っており、建設から38年が経過し老朽化による修繕等の維持管理費が年々増加してきているため、最上川流域下水道山形処理区への編入についても長期的な観点から検討していきます。

### 3 収納率の向上

公共下水道及び公共浄化槽使用者の負担の公平化を図るとともに下水道事業に要する経費の財源を確保するため収納率の向上に努めていきます。

#### (1) 下水道使用料

効果的な不明水対策等により有収率の向上を図るとともに、催告書の送付、電話催促、戸別訪問等による納入指導を行い収納率の向上に努めてまいります。また、普及対策を強化し水洗化率の向上に努めてまいります。

#### (2) 受益者負担金

催告書の送付、電話催促、戸別訪問等による納入指導に努めていきます。

### 4 不明水対策

不明水は下水の処理費がかさむ原因の一つとなることから、不明水調査を行い、費用効果等を検証し、効果的な不明水対策を実施していきます。

### 5 資産の有効活用

当初の市浄化センターの事業計画に基づき将来の処理水量の増加及び高度処理に備え、用地を取得しております。平成27年度から未利用地のうち2.1haについて民間事業者が運営する太陽光発電設備（メガソーラー）用地として貸付しています。契約期間終了後においても貸付を継続するなど、今後も未利用地の有効活用に努めていきます。

### 6 民間活力の活用

下水道施設の維持管理部門については民間委託しておりますが、指定管理者制度等について研究し、導入について最適な手法を検討していきます。

#### 【参考】関連項目の解説

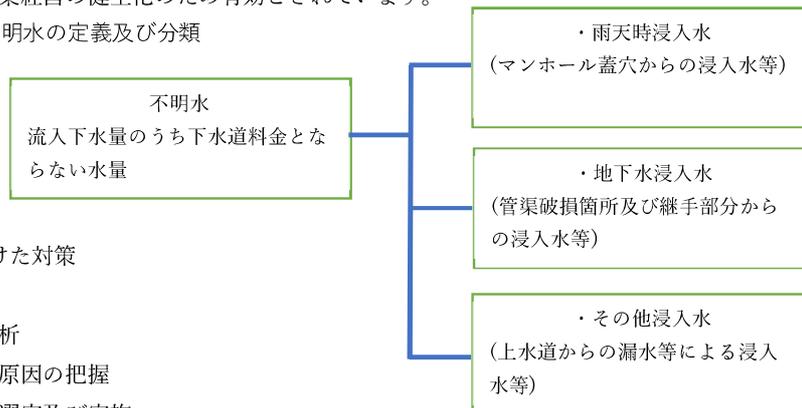
##### ■ 不明水の定義及び分類

「不明水」とは、流入下水量のうち下水道料金とならない水量をいいます。

不明水は、雨天時浸入水、地下水浸入水、その他浸入水に分類され、雨天時浸入水は、マンホールの蓋穴などから雨水が浸入するもので、地下浸入水とは、地下水位以下に埋設された污水管渠の破損箇所、継手部分などから浸入するものです。

不明水対策は、実態を把握し、発生源を特定し、対策方法を選択、実施することにより不明水を減らし、下水道事業経営の健全化のため有効とされています。

[図-22] 不明水の定義及び分類



##### ■ 解消に向けた対策

- ・資料の収集
- ・データの解析
- ・不明水発生原因の把握
- ・対策方法の選定及び実施
- ・事後評価

## 第6章 投資・財政計画

### 1 管渠整備

公共下水道における汚水管渠の整備に係る進捗状況については、令和2年度末時点では、事業認可面積1,223haのうち整備区域面積1,004haで、整備率82.1%、整備済み管渠延長190.657kmです。特定環境保全公共下水道においては、事業認可面積60haのうち、整備区域面積59ha、整備率98.3%、整備済み管渠延長12.618kmとなっています。

居住区域の整備は概成しており、未整備地区については宅地化や開発行爲に合わせて整備を進めることとし、新第6次振興計画に基づき計画的に整備を進め、令和7年度までに浄化槽を含めた水洗化率88.3%の達成を目指してまいります。

また、寒河江市生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽を含めた水洗化率100%を目指し令和3年度から令和17年度までに、未整備地区である302.6ha、14.1kmの面整備を行うこととし、事業費は21億1千万円を見込んでいます。

### 2 老朽化対策

#### (1) 管渠

不明水による流入水量を減らし、有収率の向上を図るため、管渠の点検、調査及び改築等の対策内容、対策時期を定めた下水道ストックマネジメント計画を策定し、継続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減に努めていきます。

点検調査は、老朽管渠95.6kmのうち12km程度を対象に令和8年度から令和17年度まで実施する計画で、事業費は7億9千万円を見込んでいます。

#### (2) 浄化センター

浄化センターの老朽化対策として、「寒河江市浄化センター長寿命化計画」を平成26年度から令和2年度の7年間を実施期間として策定しております。平成29年度に「寒河江市下水道ストックマネジメント計画」に取り込んで、水処理施設及び汚泥処理施設の設備のうち、優先度の高い設備から順次更新しております。また、第2期計画として、令和3年度から施設の老朽度及び優先度を基に調査を開始し、「寒河江市下水道ストックマネジメント計画」を更新し、令和6年度から5か年計画で実施してまいります。

また、将来的には、広域化の観点から山形県流域下水道 山形処理区 山形浄化センターへの編入について長期的に検討してまいります。

### 3 雨水対策

雨水排水整備計画に基づき、優先順位の高い地域から順次、計画的に整備を進めていきます。このため多額の経費を要することが予想されます。

### 4 投資事業に必要な財源の確保

安定した下水道事業の運営のためには、管渠等の下水道施設の健全性を維持することが重要です。今後、本市では「公共下水道の整備事業」、「浄化槽及び排水管の整備事業」、「雨水排水路の整備事業」、「ストックマネジメント計画に基づく更新事業」の4つの事業に優先して取り組んでいきます。これらの投資事業には多額の資金が必要になります。しかしながら、下水道普及活動により水洗化率は伸びているものの、人口の減少や節水機器の普及により下水道使用料の伸びはあまり期待できない状況です。そのため、投資試算（投資事業の所要額の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）の均衡を図ることが下水道事業の運営に重要となります。

## 5 投資事業に必要な財源確保のための検討事項

### (1) 使用料収入

公営企業の料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない。」とされています。また、下水道における経費の負担区分は原則として、雨水処理に要する費用は公費で、汚水処理に要する費用は下水道使用者が使用の量に応じて、私費（下水道使用料）で負担することとされています。（雨水公費、汚水私費の原則）しかしながら、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理型の浄化槽や建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部は、公的な便益も認められることから公費による負担とされております。

### (2) 企業債

企業債は、世代間負担の公平や負担の平準化の観点から、一定程度活用することも望まれるが、人口や有収水量の減少が予測されるため、収入規模に見合う水準に抑え、企業債残高の抑制を図ることがおくことが重要になります。

### (3) 一般会計からの繰入金

雨水処理に要する経費など、「その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等で負担することができるかとされています。（一般会計からの繰出基準は、総務省から毎年度通知）

繰出基準に基づく経費の所要財源については地方財政計画に計上され、地方交付税により財源措置されています。（基準外で任意に繰り出しているものは財源措置は行われない。）

## 6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

令和2年度に地方公営企業法適用に伴う公営企業会計への移行し、公営企業会計方式に基づく経営戦略の見直しを行い、減価償却費を踏まえた収支についても見直しを行っております。これにあわせて経営指標を基準とする経営比較分析を行い、PDCAサイクルにより健全度を測定するとともに、スパイラルアップによる経営の改善を図ってまいります。

※検証・見直しは少なくとも5年毎に実施

### 【参考】関連項目の解説

#### ○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Act（処置・改善）の順にこれらの4段階を循環することにより事業の管理事務を円滑に進める方法をいいます。

#### ○スパイラルアップ

PDCAサイクルを繰り返すことにより継続的に改良、向上を図ることをいいます。

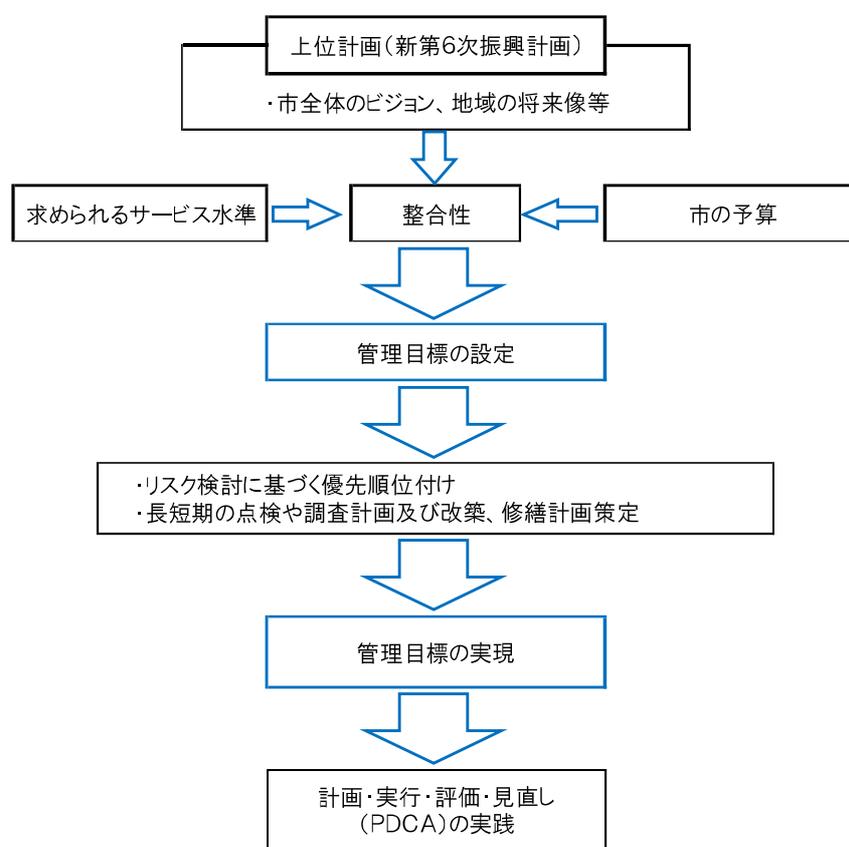
### 【参考】関連項目の解説

## ■ 老朽化対策（ストックマネジメント計画）

下水道を含む社会資本は、高度経済成長期に急速に整備が進められましたが、これらの膨大なストック（下水道施設）は、急速に老朽化し、管路の破損等による道路陥没、処理施設の停止及び公共用水域の水質悪化等に陥る危険があります。

平成20年度に「下水道長寿命化支援制度」を創設し、従来の改築に長寿命化対策を加え、計画的な改築が推進されました。平成27年度には改正下水道法による維持管理基準の創設、事業計画の維持・修繕及び改築に関する内容の拡充のほか施設全体の管理を最適化するストックマネジメントが創設されました。

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。前身である長寿命化対策は個別施設を単位としていますが、ストックマネジメントは施設全体の最適化のための老朽化対策とされています。



[図-23] ストックマネジメントのフロー

## ■ 実現に向けた施策

- ・ 支援制度を活用した「下水道ストックマネジメント計画」による事業の実施
- ・ ストックマネジメントによる中長期における計画的・効率的な維持管理・改築の実施

下水道事業 財政計画書

収益の収支

(単位：千円)

項目\年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	当初予算額	決算見込み額	増減率	計画額	増減額	増減率	計画額	増減額	増減率	計画額	増減額	増減率	計画額	増減額	増減率
1. 営業収益	673,807	630,123	93.9	689,747	15,940	2.4	690,437	690	0.1	691,127	690	0.1	691,818	691	0.1
(1) 下水道使用料	595,406	551,757	92.9	611,940	16,534	2.8	612,552	612	0.1	613,164	613	0.1	613,778	613	0.1
(2) 一般会計繰入金	78,279	78,279	101.4	77,625	△ 654	△ 0.8	77,703	78	0.1	77,780	78	0.1	77,858	78	0.1
(3) その他の	122	87	47.8	182	60	49.2	182	0	0.0	182	0	0.0	182	0	0.0
2. 営業外収益	898,540	859,798	95.6	843,820	△ 54,720	△ 6.1	822,221	△ 21,599	△ 2.6	814,514	△ 7,707	△ 0.9	808,232	△ 6,282	△ 0.8
(1) 他会計負担金補助金	402,280	364,600	87.4	404,985	2,705	0.7	398,102	△ 6,883	△ 1.7	392,063	△ 6,039	△ 1.5	386,131	△ 5,932	△ 1.5
(2) 補助金	12,300	8,190	167.1	10,800	△ 1,500	△ 12.2	12,300	1,500	13.9	12,300	0	0.0	12,300	0	0.0
(3) その他	483,960	487,008	102.0	428,035	△ 55,925	△ 11.6	411,819	△ 16,216	△ 3.8	410,151	△ 1,668	△ 0.4	409,801	△ 350	△ 0.1
3. 特別利益	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
収益計(A)	1,572,349	1,489,921	94.8	1,533,569	△ 38,780	△ 2.5	1,512,659	△ 20,910	△ 1.4	1,505,642	△ 7,017	△ 0.5	1,500,052	△ 5,591	△ 0.4
1. 営業費用	1,377,433	1,280,989	95.4	1,310,695	△ 66,738	△ 4.8	1,297,594	△ 13,101	△ 1.0	1,294,274	△ 3,320	△ 0.3	1,294,190	△ 85	0.0
(1) 人件費	76,643	64,988	91.2	70,163	△ 6,480	△ 8.5	70,163	0	0.0	70,163	0	0.0	70,163	0	0.0
給料	33,452	32,641	92.1	32,952	△ 500	△ 1.5	32,952	0	0.0	32,952	0	0.0	32,952	0	0.0
その他	43,191	32,347	90.4	37,211	△ 5,980	△ 13.8	37,211	0	0.0	37,211	0	0.0	37,211	0	0.0
(2) 経費	346,810	262,358	79.5	350,671	3,861	1.1	351,021	350	0.1	351,372	351	0.1	351,724	351	0.1
公共下水道費	280,229	210,455	80.2	282,609	2,380	0.8	282,892	283	0.1	283,775	283	0.1	283,458	283	0.1
浄化槽費	34,671	25,545	77.6	33,908	△ 763	△ 2.2	33,942	34	0.1	33,976	34	0.1	34,010	34	0.1
業務及び総務費	31,910	26,358	76.2	34,154	2,244	7.0	34,188	34	0.1	34,222	34	0.1	34,256	34	0.1
(3) 減価償却費	950,980	950,643	101.3	866,861	△ 64,119	△ 6.7	873,410	△ 13,451	△ 1.5	869,739	△ 3,671	△ 0.4	869,303	△ 436	△ 0.1
(4) 資産減耗費	3,000	3,000	98.9	3,000	0	0.0	3,000	0	0.0	3,000	0	0.0	3,000	0	0.0
2. 営業外費用	151,111	158,393	99.5	134,633	△ 16,478	△ 10.9	119,381	△ 15,252	△ 11.3	107,956	△ 11,425	△ 9.6	97,376	△ 10,580	△ 9.8
(1) 支払利息	137,223	136,895	92.1	121,625	△ 15,598	△ 11.4	107,473	△ 14,152	△ 11.6	96,048	△ 11,425	△ 10.6	85,468	△ 10,580	△ 11.0
(2) その他	13,888	21,498	204.6	13,008	△ 880	△ 6.3	11,908	△ 1,100	△ 8.5	11,908	0	0.0	11,908	0	0.0
3. 特別損失	4,039	1,766	12.9	3,364	△ 675	△ 16.7	3,364	0	0.0	3,364	0	0.0	3,364	0	0.0
費用計(B)	1,532,583	1,441,148	95.1	1,443,692	△ 83,891	△ 5.5	1,420,339	△ 28,353	△ 2.0	1,405,594	△ 14,745	△ 1.0	1,394,930	△ 10,665	△ 0.8
収支差引(A)-(B)	39,766	48,773	88.2	84,877	45,111	113.4	92,320	7,443	8.8	100,048	7,728	8.4	105,122	5,074	5.1

下水道事業 財政計画書

資本的収支

(単位：千円)

項目\年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	当初予算額	決算見込み額	増減率	計画額	増減額	増減率	計画額	増減額	増減率	計画額	増減額	増減率	計画額	増減額	増減率
1. 企業債	408,200	322,700	72.8	387,400	△ 20,800	△ 5.1	405,100	17,700	4.6	454,500	49,400	12.2	452,000	△ 2,500	△ 0.6
2. 分担金及び負担金	27,215	11,808	66.3	19,065	△ 8,150	△ 29.9	25,883	6,828	35.8	25,893	0	0.0	25,893	0	0.0
3. 他会計負担金補助金	80,633	80,633	104.5	82,241	1,608	2.0	82,323	82	0.1	82,406	82	0.1	82,488	82	0.1
4. 国庫補助金	186,111	173,245	80.2	147,811	△ 38,300	△ 20.6	155,878	8,067	5.5	155,878	0	0.0	155,878	0	0.0
計 (A)	702,159	588,386	78.0	636,517	△ 65,642	△ 9.3	689,194	32,677	5.1	718,677	49,482	7.4	716,259	△ 2,418	△ 0.3
翌年度に繰越される支出の財源充当額(B)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計 (A) - (B) (C)	702,159	588,386	78.0	636,517	△ 65,642	△ 9.3	689,194	32,677	5.1	718,677	49,482	7.4	716,259	△ 2,418	△ 0.3
1. 建設改良費	590,779	441,519	67.8	517,905	△ 72,874	△ 12.3	583,822	45,917	8.9	680,522	116,700	20.7	680,522	0	0.0
(1) 公共下水道施設整備費	433,276	388,301	85.6	362,259	△ 71,017	△ 16.4	387,050	4,791	1.3	483,750	116,700	31.8	483,750	0	0.0
(2) 浄化槽整備費	154,773	50,439	25.8	154,773	0	0.0	195,772	40,999	26.5	195,772	0	0.0	195,772	0	0.0
(3) その他	2,730	2,779	177.5	873	△ 1,857	△ 68.0	1,000	127	14.5	1,000	0	0.0	1,000	0	0.0
2. 企業債償還金	640,319	640,319	100.9	639,910	△ 409	△ 0.1	629,624	△ 10,286	△ 1.6	620,890	△ 9,234	△ 1.5	614,036	△ 6,354	△ 1.0
3. その他	2,100	0	0.0	2,000	△ 100	△ 4.8	2,000	0	0.0	2,000	0	0.0	2,000	0	0.0
計 (D)	1,233,198	1,081,838	84.0	1,159,815	△ 73,383	△ 6.0	1,195,446	35,631	3.1	1,302,912	107,466	9.0	1,296,558	△ 6,354	△ 0.5
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)	531,039	493,452	92.4	523,298	△ 7,741	△ 1.5	526,252	2,954	0.6	584,235	57,984	11.0	580,299	△ 3,936	△ 0.7
1. 損益勘定留保資金	473,605	449,300	129.7	476,578	2,972	0.6	469,870	△ 6,708	△ 1.4	516,183	46,314	9.9	512,247	△ 3,936	△ 0.8
2. 利益剰余金処分額	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
3. 繰越工事資金	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
4. その他	57,434	44,152	23.6	46,720	△ 10,713	△ 18.7	56,382	9,662	20.7	68,052	11,670	20.7	68,052	0	0.0
計 (F)	531,039	493,452	92.4	523,298	△ 7,741	△ 1.5	526,252	2,954	0.6	584,235	57,984	11.0	580,299	△ 3,936	△ 0.7
補てんの財源不足額 (E)-(F)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

